

## 気候変動リスク産官学連携ネットワーク設置要綱

令和4年9月27日

### (名称)

第1条 本会は、気候変動リスク産官学連携ネットワークという。

### (目的)

第2条 本会は、参加者間の意見交換・協働を通じて、気候変動適応の促進における課題を改善することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 本会は下記に記す活動を主に行うがこれに限られるものではない。いずれの活動においても本会に参加するそれぞれのメンバーの自主性が尊重される。

- ・ 気候変動リスクに関するデータやリスク評価モデルの国内外の情報共有
- ・ 企業が必要とする気候変動に関する情報や、本会の今後の方向性についての意見交換、課題解決に向けた協働
- ・ 気候変動リスクに関する研修の開催

### (入会)

第4条 本会へ入会を希望する者は、所定の連絡先情報等を添えて事務局に申込みものとし、事務局は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

2 反社会的勢力の参加は認めない。

### (退会)

第5条 会員は、退会の旨を事務局に通知して、任意に退会することができる。

### (会費)

第6条 会費は無料とする。

### (情報の扱い)

第7条 本会の会合は、自由な意見交換を促す観点から、原則非公開とする。

2 本会合の概要や内容等について公開資料に掲載する場合は、発言者が特定されないよう十分配慮することとする。

- 3 会員は、必要な場合には開示制限を付した資料を会合に提出できる。その場合は、当該資料は公開しないものとし、会合参加者は資料提供者の意向を尊重して情報の取扱いに留意するものとする。

(会合)

第8条 本会の会合は、環境省、文部科学省、国土交通省、金融庁及び国立研究開発法人国立環境研究所が主催する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、主催が共同で担う。

- 2 本会の庶務は国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センターにおいて行う。